明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○農水産業協同組合の優先出資に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産三）　一
〔告　示〕
○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（外務二一二）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
東日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、公認会計士等の登録及び登録抹消、入札関係　五六
地方公共団体
行旅死亡人関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八一

府令・省令

○内閣府農林水産省令第三号

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の規定に基づき、農水産業協同組合の優先出資に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年四月十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
農林水産大臣　赤松　広隆

農水産業協同組合の優先出資に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

（農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部改正）

第一条　農水産業協同組合の優先出資に関する命令（平成六年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項に次の一号を加える。

六　優先出資取得者が法第十六条第七項において準用する会社法第二百三十四条第二項の規定による売却に係る優先出資を取得した者である場合において、当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

第十九条第二項中「優先出資取得者が優先出資証券を提示して請求した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　優先出資取得者が優先出資証券を提示して請求をしたとき。

二　優先出資取得者が法第十六条第七項において準用する会社法第二百三十四条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却に係る優先出資を取得した者である場合において、当該競売又は当該売却に係る代金の全部を支払ったことを証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

第二十七条第一項中「議案」の下に「及び提案の理由（優先出資者総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）」を加える。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第二条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第二十一条の二　法第三十四条第四項の規定による決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、経営管理委員が同条第七項の規定による承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類（法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）には、責任を免除した役員等に与える前条第二項に規定するものの内容を記載しなければならない。

第四十二条第二号中「判断」の下に「及びその理由」を加える。

第四十四条第三号イ中「（法第四十六条の三第四項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する書類をいう。以下同じ。）」を削る。

第四十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　提案の理由（総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

第百五条第一項中「第百八条」を「第百八条の三」に改める。